

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護（介護予防訪問看護）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明致します。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

1、訪問看護サービスを提供する事業者について

- (1) 事業者名称 プライマリケア株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 石山 満夫
- (3) 本社所在地 高松市木太町 1862-9 河村マンション 1 階
(連絡先) 087-813-3515

2、ご利用者様へのサービス提供を担当する事業所について

- (1) 事業所の名称 プライマリケア訪問看護ステーション
- (2) 事業所の所在地 高松市木太町 1862-9 河村マンション 1 階
- (3) 居宅サービスの種類 訪問看護 介護予防訪問看護
- (4) 訪問看護ステーションコード 019.021.9
- (5) 連絡先（相談担当者名）087-813-3515 石浜 実花
- (6) 事業所の通常の事業実施区域 旧高松市内（島しょ部を除く）

3、運営規定の概要

(1) 事業の目的：この事業所が実施する事業は、利用者の心身特性を踏まえ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにリハビリテーションに配慮し、生活の質の向上を目指すとともに在宅療養生活が継続できるよう支援する。理学・作業療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであるため、状態に応じて定期的に看護師の訪問を実施する。

(2) 運営の方針：利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、住み慣れた地域社会や家庭での療養が安心して行えるよう、保健・福祉・医療と協力し運営します。

(3) 職員の配置（2024年6月1日現在）

- 管理者 看護師 1 名（常勤専従）
- 看護師 4 名（常勤専従 1 名、非常勤専従 3 名）
- 准看護師 1 名（非常勤専従 1 名）
- 作業療法士 6 名（常勤専従 2 名、非常勤専従 4 名）
- 理学療法士 6 名（常勤専従 1 名、非常勤専従 5 名）
- 事務員 1 名（非常勤専従 1 名）

(4) 営業日および営業時間

営業日は、月、火、水、木、金とします。

営業時間は、午前 9 時から午後 6 時までとします。

ただし 8 月 12 日から 8 月 15 日及び、12 月 29 日から 1 月 3 日は休業とします。

(5) 訪問看護サービスの内容

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②在宅療養を継続するために必要な医師の指示による看護・リハビリテーション

③在宅療養生活指導および介護方法の助言

*訪問開始時間、サービス内容、担当者は変更になる場合があります。

(6) 利用料について

基本利用料として、健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。(下表は、1割の場合の1回あたりの利用料のためです。)

主な項目		1割
管理療養費	訪問看護管理療養費(月の初日)	771円
	訪問看護管理療養費(月の2日目以降)	301円
基本療養費	訪問看護基本療養費(週3日まで)(週4日目以降,理学・作業療法士)	555円
	訪問看護基本療養費(週4日目以降看護師・保健師)	655円
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(30分以上)	555円
	訪問看護基本療養費Ⅲ,精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(外泊時)	850円
加算	訪問看護情報提供療養費	150円
	退院時共同指導加算	800円
	退院時支援指導加算	600円
	複数名訪問看護加算,複数名精神科訪問看護加算	450円
	難病等複数回訪問加算2回/日訪問	450円
	難病等複数回訪問加算3回/日訪問	800円
	訪問看護DX情報活用加算	5円
	ベースアップ評価料	183円
	訪問看護物価対応料(月の初日)	6円
	訪問看護物価対応料(月の2日目以降)	2円
	乳幼児加算	140円
	乳幼児加算(厚生労働大臣が定める者)	180円
	訪問看護医療情報連携加算	100円
	保険外	エンゼルケア

4、虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

①研修などを通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

③従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

5、秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。また、事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

※同意書を作成しております。

6、緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡すると共に予め指定する連絡先にも連絡します。(指定連絡先：)

7、事故発生時の対応(家族への連絡・損害賠償について)

事故発生時は速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8、苦情・相談窓口

苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

【事業者の窓口】 所長 石浜 実花
電話 087-813-3515 Fax087-813-3516
【その他】・国民健康保険団体連合会（香川県国保連） 087-822-7431

9、契約の解約と自動終了について

(1) 利用者から行う解約措置

利用者は、契約期間中にこの契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者に病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には申し出により解約することが出来ます。

(2) 事業者から行う解約措置

以下の場合、事業者は解約措置を行います。

- ・利用者がこの契約に定める利用料の支払を2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払催告の日から14日以内にその支払がなかった場合
- ・利用者またはその家族などが事業者や従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合

(3) 契約の自動終了

以下の場合、契約の自動終了となります。

- ・利用者が入所・概ね3か月以上入院した場合
- ・利用者の介護認定区分が自立と判定された場合
- ・利用者が死亡した場合

10、重要事項説明の年月日 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明・交付・同意を行いました。

事業者

所在地	高松市木太町 1862-9 河村マンション1階
法人名	プライマリケア株式会社
代表者名	石山 満夫
事業所名	プライマリケア訪問看護ステーション
説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者

住所	
氏名	印

代理人

住所	
氏名	印